

第 12 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 3 年 7 月 2 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 41 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 42 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について
報第 14 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 高 木 雅 春 事務局次長 伊 納 和 昭 書記 小 栗 直 也
6、会議録署名者	11 番 田中 宣行 委員 12 番 田中 幹三郎 委員
7、欠席委員	1 番 青木 友誉 委員
議 長	ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 12 回御嵩町農業委員会を開会します。 本日、1 番 青木 友誉 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。 会議録 署名者に、11 番 田中 宣行 委員、12 番 田中 幹三郎 委員を指名します。 それでは、議第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、12 番 田中 幹三郎委員 説明願います。
12 番 田中 委員	申請地の場所は国道 21 号線大庭交差点から北へ約 900 メートル進んだ所で、大庭台団地のすぐ手前の県道 83 号線に面した農地です。 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細は、「譲り受け人は可児市広見に自宅があり、薪ストーブで多くの薪を使用します。知人から原木を購入することが出来るため、原木を切る場所、及び薪を乾燥させることの出来る場所を探しておりました。申請地は日当たりが良く薪を乾燥させるのに好条件であることと面積も十

分に確保できるため譲り渡し人より譲っていただくよう依頼し、受諾していただきました。」とのことです。

片方の筆は田とありますが、昭和 48 年に県道 83 号線を整備したときの残地で、水利はありません。昭和 48 年以前はどうなっていたのかよくわかりませんが、以来稲作はされてこなかったそうです。

現地の状況は、北側が畑及び田、東側が公衆用道路、西側が道、これは赤道です。南側は畑となっており、定期的に草刈りを行い適切に管理されているように見受けられました。

誓約書、資金調達については預金通帳の写し、委任状を確認しました。

転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については 6 月 24 日現地確認により行いました。特に注意や、指摘の必要な事項等は見受けられなかったと思います。

以上のことから、隣地承諾書の提出がなされておれば、1 号事案の申請内容に問題は無いと思います。

皆様のご審議をお願いします。

議長

隣地同意は法的根拠がありませんので必要ないということですが、過去の農業委員会、現在もそうでありましたが、隣地を含むいろいろなところからクレームが出てきた時の対応としては原則として隣地同意を前提として審議をしていくという思いを今回お互いに確認しあって、次回にやむを得ないという判断をしていただきたいと思います。この事案は保留とさせていただきたいと思います。

次に 2 号事案について、3 番 鍵谷 正委員 説明願います。

3 番 鍵谷 委員

土地の所在は比衣・里地区。顔戸ぼっぼ館より西に 400m ほどのところ です。

使用貸人は高齢になり、耕作が困難であるため、使用借人の要望により貸すこととした。使用借人は家族が増え住居が手狭になったため、本申請地を借りて住宅を建築するもの。使用借人は使用貸人の孫であり、現存する建物は取り壊しのうえ使用貸借するものとする。

申請地の西側及び南側は道路。北側は使用貸人所有の農地。東側は隣地所有の農地となっています。汚水及び雑排水は公共下水道に接続します。雨水は水利組合の同意のもと、西側の雨水ますから管を経て東側の水路へ排水します。

転用に際し、万一他に被害が生じた場合は責任をもって対処します。添付書類は土地の位置図、土地利用計画図、設計図、誓約書、隣地承諾書、水利組合の同意書、始末書、ローン事前審査結果、使用貸借契約書が提出されています。6 月 24 日に現地を確認しました。

申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をよろしくお願

	いします。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。以上です。
議 長	採決に入ります。2 号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって 2 号事案は適当と認め進達します。 次に議第 42 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって 1 号事案は適当と認めます。 次に報第 14 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より報告願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局から補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。
	9 時 45 分終了

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

11 番

12 番
